

# 「統一組合」の歴史的起源

——ドイツ労働総同盟の組織構造——

栞田 大知彦

## I はじめに

ドイツにおいて、1918年の第一次大戦の敗戦から1933年のナチ体制の成立に至る間のワイマール期は、現代に通じる労使関係システムの枠組みを整えた時期といつてよいであろう。労働組合の、使用者との同権的承認に始まり、8時間労働制の制定、さらにはドイツの労使関係を特徴付ける「共同決定」制度の端緒もこの時期に見いだせる。制度と実態の乖離を否定するものではないが、現代的な労使関係制度の萌芽期との位置付けは可能であると思われる。こうした問題関心に基づく研究を筆者もいくつか残してきた<sup>1)</sup>。

旧西ドイツの労働組合組織の特色として、わが国において強調されてきたのは、わが国の企業別労働組合と異なり、原則的に、各産業部門にただ一つの組織が存在し、その部門のすべての被雇者が企業横断的に組織されていること、すなわち労組が産業別に組織されていることである<sup>2)</sup>。この原則は、ドイツで

は「一経営(事業所)、一労働組合(ein Betrieb eine Gewerkschaft)」と表現されるが<sup>3)</sup>、一経営内に、複数の労組の組合員が存在しないという意味では、日本の状況と同じであることは指摘しておきたい。

西ドイツの成立の直後の1949年10月、ミュンヘンにおいて、英、米、仏の3つの西側諸国占領地区の労働組合を統合するナショナルセンター、ドイツ労働総同盟 DGB が結成された。DGB は、財政面においてそれぞれ自律的であり、当該部門のあらゆる就業者を包括して組織する事を原則とした全国組織である、16(後に17)の単位産業別組合から構成された。労働条件の交渉権、ストの指導・援助権などは各単産にあり、ナショナルセンターは、労働者の社会政策的利害の代表を主たる機能とした。この分権的ともいえる組織構造は、少なくとも東西ドイツが統合されるまでは、原則的に不変であった。

こうした産業別組合という組織形態の起源を考える場合、まず浮かび上がるのが、ワイマール期、ドイツの組織労働者のおよそ8割を組織していたナショナルセンター自由労働組合の1922年大会で、代議員約7割の支持を得て採択された産業別組合への再編成案である。ドイツの労組は、19世紀半ばに有資格勞

1) 拙稿「ドイツ・ワイマール期の自由労働組合における組織形態に関する議論について——研究史の視角から——」『立教大学経済学研究』第55巻第1号、2001年、同「ワイマール期初期の自由労働組合における組織再編成問題——産業別組合か職業別組合か——」『立教大学経済学研究』第55巻第3号、2002年。

2) 労働組合組織の日独比較に関しては、例えば、岸田尚友『経営参加の社会構造』広文社、1978

年、108、124、134、36頁参照。

3) 以下のドイツ統一前直前の労働組合に関する記述は、ガウグラ―他『ドイツの労使関係』(中央経済社、1989年)とくに23、39頁より。

働者により結成されたギルド的な職業別組合に起源をもつ。だが、自由労働組合の1890年の結成以来、徐々に組織的な集積を進展させ、「産業別組合」も形成されていく。だが、全産業に関して、各部門内の労働者を一つの組合に再編成しようとする提案が大会で支持されたのは1922年大会が初めてであった<sup>4)</sup>。

1922年大会決議の再編成案は、実行はされなかったものの、全産業に関して既存の職業別組合・産業別組合を11～16程度の産業別組合に再編・統合しようというものであり、一見すると、上記の第二次大戦後のDGBに近い構造を企図していた。ただし、この1922年大会決議にDGBの構造の原型を見るのは早計である。なぜなら、1922年大会決議が実行されたとしても、「一経営、一労働組合」は実現しないからである。1922年大会決議は、あくまで自由労働組合傘下の組合の再編成であり、社会主義を志向する労働者の組織の産業別再編成にほかならない。ワイマール期には自由労働組合と世界観を異にするキリスト教労働組合およびヒルシュ・ダウンカー労働組合が存在していたし、世界観を同じくする職員のナショナルセンターは1921年に、官吏のナショナルセンターは1922年に成立していた。これらとの組織的な統合は第二次大戦前には実現しなかった。すなわち、1) 党派、世界観の差異の克服および2) 労働者・職員・官吏の差異の克服こそが、第二次大戦前と比して新たな「現代的」労働組合の構造の特質であった<sup>5)</sup>。この二点をメルクマルとするのが、「統一組合 Einheitsgewerkschaft」

なる組織原則であった。1977年当時、DGBの指導者であったH. O. フェッターはいう。「DGBは統一組合である。そこには、さまざまな政治的立場や世界観の、労働者と職員と官吏が単一に組織されている。このことは今日我々にとって自明のことである」<sup>6)</sup>。

従ってドイツでは、第二次大戦後の労働組合組織のあり方を示す場合、産業別組合であること以上に「統一組合」であることが主張される場合が多い。1978年改定されたDGB規約は、まずもって「統一組合」であることを謳っている。「第2条 DGBの目的、組織構造、任務 第2項 a) DGBは傘下単位組合を力のある統一体に統合し、その共通の利害を代表する。b) DGBを構成する単位組合は、政府、政党、宗教団体、官庁および使用者から独立するものである。c) DGBに統合される単位組合は統一的労働組合運動の構成部分である。」<sup>7)</sup>そして1981年5月DGB大会で採択された基本綱領では、「統一組合」は、使用者と同等の力を持ち得るために必須の、全被用者間の連帯感を生み出しその利害を擁護するための前提条件であることが強調されるに至った<sup>8)</sup>。ただ、わが国の研究では、意外なほど「統一組合」に関する記述は少ない。この原因は、おそらく、それらの研究が程度の差はあるものの、常に日独比較、つまり企業別組合と産業別組合との比較という視角を設定しているためであろう<sup>9)</sup>。

6) Borsdorf, U./Hemmer, O./Martiny, M. *Grundlagen der Einheitsgewerkschaft*, Köln, 1977, S. 13.

7) Otto, a. a. O., S. 113 14.

8) Fichter, M., *Einheit und Organisation: der Deutsche Gewerkschaftsbund im Aufbau 1945 1949*, Köln 1990, S. 185 86.

9) その中で、花見忠『労働組合の政治的役割』(未来社、1965年)は、概説的ながら、1949年のDGBの成立に至る「統一組合」に関する展開過程を簡潔に追っている。「統一組合」の在

4) 拙稿「ドイツ・ワイマール期」197 202頁参照。

5) Otto, B., *Gewerkschaftsbewegung in Deutschland*, Köln 1975, S. 109. 「1945年以降、ドイツの労働組合は、現代的な構造を与えられた。それはすべての経済領域に単一の組合を企図したものだ... 『一経営、一労働組合』の原則が適用された。」

以上をふまえ、本稿では、「統一組合」研究史を検討することから、1949年の設立以来、原則的に長期に渡り一貫していた DGB の組織構造の形成過程を再構成しようとするものである。70～80年代に盛んに行われた「統一組合」研究は、当時の DGB の置かれた状況を基準として、主にその理念に焦点をあてたものであり、1930年代初期に展開した労働組合の労働戦線統一運動をその一つの起源として重要視した。だが、上記のごとき視角を採ったがゆえに、抜け落ちた問題もあった。本稿では、研究史の整理から、そうした問題に光をあて、日独比較という観点から産業別組合原則との関わりを意識しつつ、DGB 形成史における今後の研究課題を見いだすことを目的としたい。対象時期は、冒頭の問題意識に従いできる限りワイマール期に限定する<sup>10)</sup>。

労組と使用者団体とによる協約体制を機軸とするドイツの労働システムは、最近まで経済成長と労働条件の改善を同時に実現するモ

デルとして世界的に高評価を受けてきた。現在、システムおよびその一つの柱たる労組の在り方が、ドイツ統一を経て資本主義のグローバル化に直面し変革を迫られている<sup>11)</sup>。いかなる環境変化がいかなる組織変革を迫っているかを見極めるためにも、長期に渡り機能してきた DGB の成立過程を検討しておくことが大切である。この検討を通じて労働組合の今後の選択に対する評価基準の一端なりとも得ることができると考えるからである。

## II 労働運動にみるナチズム台頭の要因——労働組合運動の分裂——

1945年5月14日のドイツ敗戦の約3か月後、8月2日、ケルンで開かれた初めての占領国公認の組合設立大会において、後に初代 DGB の議長になる H. ベックラーは、すべての就労者を単一の組織に結合する原則を宣言した。すなわち、第二次大戦後のドイツの労働組合は、当初から「統一組合」であることを追求したのであった。換言すれば、「統一組合」が運動の再建の前提となったのである。この理由はいうまでもなくナチズムの台頭に対する反省に求められる。

E. コルプが指摘するように、ナチズムの台頭の原因が、単一ないし少数の事象に求められないことは疑いない<sup>12)</sup>。ただ、こと労働運動の面に限れば、イデオロギ的・党派的差異に基づく労働組合運動の分裂とりわけ社会民主党 SPD（および自由労働組合）と、

り方、その研究の成果を、わが国の労働運動と比較する場合、その対象として可能性があるのは、1970年代初頭および80年代の二度にわたり展開した「労働戦線統一運動」であろう。第一次の運動は社会主義政権を目標に頓挫し、第二次の運動はそれを捨て「連合」へと結実した。この過程（成否）は以下でみるドイツの「統一」運動と共通性をもつと思われる。この展開過程および特質は、井上雅雄『社会変容と労働』（木鐸社、1997年）において詳述されている。

- 10) 本稿ではナチス政権期を考察対象としない。ワイマール期と第二次大戦後の関係を見いだしたいとの問題関心に基づくもので、その時期の運動が「統一組合」の成立に与えた影響を軽視するものではない。徳永重良氏は「ドイツの抵抗運動」は「諸国に比して戦後社会の政治過程で決定的な役割を担うことがなかった」という。氏がそこに見いだす意義は、生き残った者にすぐれた指導者がおり、彼等の力および彼等に対する畏敬の念が急速な組織化につながったという点にあった。戸塚秀夫・徳永重良編著『現代労働問題』有斐閣、1977年、281頁。

11) 90年代末より単産の統合による巨大化という傾向がみられる。戸原一郎／加藤栄一／工藤章編著『ドイツ経済』有斐閣、2003年、79頁、101～111頁。他に、R. ドーア（藤井真人訳）『日本型資本主義と市場主義の衝突』東洋経済新報社、2001年、286～301頁、朝日吉太郎編著『グローバル化とドイツ経済・社会システムの新展開』文理閣、2003年、217頁以降参照。

12) E. コルプ（柴田敬二訳）『ワイマール共和国史——研究の現状』刀水書房、1987年、264頁。

共産党 KPD との間の分裂が、その一つであることに異論はないであろう。分裂への反省は、ナチス政権下、牢獄にあったにしろ、亡命先にあったにしろ、またドイツ労働戦線に属していたにしろ、多くの労働運動指導者達が育てていたコンセンサスであった。フィヒターの表現を借りれば「もう党派組合はたくさんだ」<sup>13)</sup>ということである。比較的新しい研究においてもこれは一貫している。

内容に立ち入る余裕はないが、H.A. ヴィンクラーが編集した『ドイツ国家の危機1930-1933』<sup>14)</sup>は、労働運動に関する第2部「寛容対統一戦線——SPD のジレンマと KPD の政策」に、「惰性政策? : 大統領内閣期における SPD 系勢力の合法主義と KPD 系勢力の日和見主義」、「ワイマール末期の SPD と KPD : 克服しがたい困難か、見逃された可能性か?」の二章を収める。また同じくヴィンクラーの97年の著<sup>15)</sup>は、「第4章 ワイマールからヒトラーへ」に「労働運動の分裂 : SPD と共産主義の分裂」との副題を与えている。こうした研究は、SPD および自由労働組合が、ナチス以上に共産主義勢力と克服しがたいイデオロギー的対立を見せていたことを繰り返し指摘してきた<sup>16)</sup>。「統一組合」

とは、まずもってそうした対立を克服するものはずであった。ただし、敗戦直後と DGB 結成以降とでは、「統一組合」がもつ意味が些か異なる点を指摘しておきたい。すなわち、とくに1948年より前の「統一組合」とは、すべての党派による反ファシズム闘争の結果であるのみならず、反資本主義という目標に関する全労働者の基本的合意を示すものだったという点である<sup>17)</sup>。この点に関しては以下で触れる。

### III 「統一組合」の起源

前節では、第二次大戦直後に「統一組合」が追求された事実およびその背景を指摘した。ただし、既存の研究史からは「統一組合」への志向が第二次大戦以降、突然に出現したわけではないことが読み取れる。以下では、代表的な研究から「統一組合」の起源を探ることとしたい。

#### 1) 1930年代初期の労働戦線統一運動

先に結論をいえば、本稿で取り上げるほとんどの研究が、「統一組合」という組織原則の直接的な起源として、1930年代初期に展開した労働戦線統一運動をあげている。それは、SPD 系の自由労働組合 (1931年約413万人)、キリスト教労働組合 (約58万人)、自由主義系のヒルシュ・ダウンカー労働組合 (約15万人) という3大党派組合の統一の動きである。こうした3大組合という形での党派的分裂は、ワイマール期以前のドイツの労働組合運動の特質であり、それらを統合する「統一組合」

その経営内活動——ドイツ共産党の労働者の性格をめぐって——(『明治大学社会科学研究所紀要』第36巻第1号, 1997年)は、経営での支持基盤が弱い共産党の指導部が、自己を唯一の労働者政党と位置付たことに起因する、共産党側の運動の問題点を指摘した。

17) Fichter, a. a. O., S. 35-36.

13) Fichter, a. a. O., S. 35. 最初の労組結成は5月11日であった。

14) Winkler, H. A. (hrsg.), *Die deutsche Staatskrise 1930-1933*, München 1992.

15) Winkler, *Streitfragen der deutschen Geschichte*, München 1997.

16) ワイマール末期の SPD, 自由労働組合と、共産主義勢力との間の労働組合運動の分裂に関しては、わが国においても研究の蓄積がある。原田一美「労働組合運動の分裂——ヴァイマール末期の自由労働組合と革命的労働組合反対派——」(『西洋史学』131号, 1983年)は、冒頭でそれまでの研究史をまとめ、この対立における自由労働組合側の問題、DMV 指導部の共産党敵視の実例を明らかにした。また、斉藤哲「ヴァイマール共和国時代末期のドイツ共産党と

なる組織がはじめて具体的な形で俎上にあがったのが30年代の労働戦線統一運動なのである。まず、その過程をごく簡単に記しておこう<sup>18)</sup>。

1931年10～11月、金属産業において、ヒルシュ・ダウンカー労組と、自由労働組合傘下の金属労働者組合 DMV は、それぞれに労働戦線の統一を他の組合に呼び掛けた。その主たる契機は、ファシズムの脅威というよりも、むしろ1929年世界恐慌に起因するドイツ全体の経済的危機——不況に伴う反動勢力の対立姿勢の激化——と、政治的危機——とくに共産党とナチ党の議席増——であったとされる。事実、自由労働組合とヒルシュ・ダウンカー労組は、激化した使用者の攻勢（解雇告知の解除等）を、統一戦線の主張の中心的根拠としていた。31年10月31日付の DMV 機関紙は「統合による強化」との見出しのもと「賃金が全く支払われなくなるまで、結集しないつもりか？」<sup>19)</sup>と訴えた。だが、キリスト教労組は、理念的対立の克服なくして共闘は不可能であるとして、それを拒否した。これには同労組と関係の深い中央党が31年当時政権政党であったことの影響もあった。とはいえ実際は、組織的統合の進展はないものの、社会政策の形骸化、議会制度・民主主義の危機といった状況——例えばパーベンの最初の大統領緊急令等——に際し、すべての労組が共同声明を出すことが通例化していく。

1933年1月30日、ヒトラー政権が成立する。その直前1月22日、自由労働組合の指導者ライバルトは、いかなる政府にも拘束されない

旨を表明したが、同年3月には、ナチへの服従と引き換えに組織の維持を計ろうとする親書をヒトラーに送っていた。同月、同様の「ナチスへの適応」を他の2組合も試み、いずれも不調に終わる。それを受けて、1933年4月、「党派組合の統合の貫徹と[組織の]粉碎の阻止」<sup>20)</sup>を目的とする「指導者会議 Führerkreis」が、3大組合各3名の指導者により結成される。ライバルトが「統一組合」設立を表明したのは、33年4月5日の自由労働組合指導部の議論においてであった。他の2組合もこれに追従した。すなわち「統一組合」組織の具体化の動きは、「適応」が失敗した後はじめて進展したといつてよい。「指導者会議」は、4月末日、「統一組合」の具体像を示していたとされる「決議 Beschuß」を作成した。だが、「決議」は、「結集した組合運動が、ヒトラーの独裁を不可能ならしめるであろう」<sup>21)</sup>という全くの見誤りから、署名も公刊されなかった。そして5月2日、ドイツの労働組合は襲撃を受け、ほとんど抵抗なく解体された。

## 2) 「指導者会議」評価

この30年代の労働戦線統一運動に関する研究史上の最大の争点は、「指導者会議」に至る1933年の過程の評価にある。そこでまとめられた「決議」を「統一的労働組合運動の『大憲章』」とする、積極的な「指導者会議」評価は、バイエルの研究史整理によれば<sup>22)</sup>、

20) Beier, a. a. O., S. 342.

21) 花見, 前掲書, 262 頁。自由労働組合のナチスに対する「甘い認識」を証明するものであった。Deppe, F., *Wirtschaftskrise, Fachismus, Gewerkschaften*, Köln 1981, S.116 137 等参照。「決議」の日付には諸説があるが、33年1,3月に「指導者会議」準備のための接触があり(Beier, a. a. O., S. 343), 4月末日に「決議」という説に落ち着いているようである。

22) Beier, a. a. O., S. 344 46. 以下のバイエルの見解も以上の箇所を参照。

18) 30年代初期の運動の過程に関する記述は、次の箇所を参照した。花見, 前掲書, 260 263頁, Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), a. a. O., S. 196 209; Fichter, a. a. O., S. 29 30; Beier, G., Einheitsgewerkschaft, in: *Geschichte und Gewerkschaft*, Köln 1981, S. 334 350. 以下引用箇所のみ示す。

19) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), a. a. O., S. 198.

敗戦直後の回顧から1960年代までの研究では支配的であった。そうした研究が決まるとりあげるのが、四項目からなる、「統一組合」の目標を設定した「決議」第4条であった。「a. 労働組合は、労働者の社会的・経済的利害代表として相応しい組織である。b. 労組の活動の最大の目的は、労働者の道義的・文化的・経済的・社会的な生活に対する権利の保証の前提となる、健全な国家および民族を要求することにある。c. 宗教的な意識は、それがもつ国家・社会の建設的意義において尊重・承認される。d. 労働組合は、政党政治的な拘束を全く受けない。」<sup>23)</sup>この四項目こそが、30年代の労働戦線統一運動の帰結であり、第二次大戦後の「統一組合」に受け継がれたというのである。わが国においても花見忠氏がこれに近い見解を示した。確かにこれのみであれば、「統一組合」を強調する第二次大戦後のDGB規約との連続性を見いだすことは容易である<sup>24)</sup>。だが「決議」の前文はいう。「国民革命は新たな国家を創設する。この国家は、ドイツの全人民を統一的に結びつけ、その力を十分に発揮させるであろう...その場合、ドイツの労組にとって最良なのは、過去のあらゆる分裂を乗り越え、包括的な労働の国民的組織への統合に尽力することであると確信する...」と。すなわち視野を前文までにひろげた場合、「統一組合」が「新たな国家」に「適応」しようとしたものであると評価せざるをえないのであった。ポルストルフらは、「決議」を「抵抗と適応」というある意味で

は矛盾した労働組合の行動の表出であるとみる。両面志向的運動の帰結として、組織延命のための戦術的な「時代の風潮(=ナチズム)への適応が貫徹している」<sup>25)</sup>というのである。1990年に出たフィヒターの研究は、この「適応」面のみを強調する。「『指導者会議』は、最後の適応の行動とみるべきで、それまでのものと同様全く無駄な努力であった。」<sup>26)</sup>

また、反動勢力の専横を主な契機とする31年末の議論と、「適応」の失敗後であるとはいえず対ナチズムの統一戦線を模索した「指導者会議」とを、「統一組合」の起源として一連の動きと捕らえることができるか否か。この点も争点である。フィヒターは、31年末の議論と「指導者会議」との繋がりを強調しない。後者はあくまでナチズムへの「適応」であった。パイエルは、「指導者会議」の主導権が、31年末の議論を拒否したキリスト教労組にあったことを指摘する。他方で、ポルストルフらは、31年末の一連の議論のドキュメントを「ファシズムの脅威の下の労働組合の統一を巡る議論」と名付けている。額面通りに受け取れば、31年の時点からファシズムに対する脅威を強く意識し、しかもその対策として統一的組織を想定していた運動と読み取れる。この点は花見氏も同様と思われる<sup>27)</sup>。ただ、31年末の議論の言説をみる限り、ファシズムを全く意識していないわけではないが、それに共産主義勢力および使用者以上の脅威を感じていたとは思えない。31年末、ヒルシュ・ドゥンカー労組が戦線統一の原則として提起し、自由労働組合が原則的に同意した

23) 「決議」の引用は以下より。Quellen zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung im 20. Jahrhundert (以下 Quellen), Bd. 4, Köln 1988, S. 909. 「決議」は、前文と7カ条からなる。

24) 花見, 前掲書, 344, 349頁。事実, 生き残った「指導者会議」メンバーが, 将来この「決議」を適用する旨の協議をしていたことが指摘される。Beier, a. a. O., S. 349.

25) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), a. a. O., S. 218.

26) Fichter, a. a. O., S. 30-31. 以下のフィヒターの見解も以上の箇所を参照。

27) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), a. a. O., S. 196-209. キリスト教労組のナチへの「適応」は自由労働組合等に比して, より明瞭であった。花見, 前掲書, 260-261頁。

「三問題」は、1) 政党からの独立 2) 信教の自由 3) 共産主義者との断固たる闘争および階級対立的、反動的使用者との闘争、というものであったのである<sup>28)</sup>。DMVの機関紙の31年10月31日号で、ヒトラーは、少なくとも反動勢力、共産主義勢力と同列に扱われた。「我々の統一は我々が決める。ヒトラー、フーゲンベルク、モスクワにお伺いを立てる必要などないのだ。」<sup>29)</sup>

ただ、現実の過程をみれば、31年末の議論と「指導者会議」とは、「統一組合」の起源として一連のものにとらえることが可能である。まず33年1月31日に成立したヒトラー政権が、反動勢力（フーゲンベルク率いるドイツ国家人民党）との連立政権であったことが両者の連続性を説明するであろう。そして、この連立政権を許したという反省が、第二次大戦直後の「統一組合」への志向につながったことは疑いないからである。ボルズドルフらは、「指導者会議」を「適応」と認めながら次のように述べた。「労働組合運動の分裂がナチズム台頭の要因である」という「枠組みにおいては、『決議』が行われた日は、ドイツの労働組合の歴史において本質的に重要な日であったとしなければならない。『統一組合』を党派組合の共通の目標として確定するという、最も重要なことがなされたからである。ただ遅すぎたが。」<sup>30)</sup>

### 3) 「統一組合」研究

既存の研究は、1930年代の労働戦線統一運動だけを「統一組合」の起源としているわけではない。次に、個別の研究に若干立ち入って、他の見方を紹介し、検討しよう。

28) Langkau, J./Matthofer, H./Schneider, M. (Hrsg.), *SPD und Gewerkschaften*, Bonn 1994, S. 44-45.

29) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 198.

30) *Ebd.*, S. 219.

1. パイエルの1973年初出の論文「統一組合」は、副題が「ドイツ労働運動における組織原則の歴史」というものであった。本論文を貫く彼の主張は、労働組合の組織原則の問題とはイデオロギー的対立の問題である、というものであった。「統一組合の問題は、実際は組織問題というより、権力の問題であった。」<sup>31)</sup>

本論文は、「統一組合」の直接的起源として1930年代の労働戦線統一運動を重視するが、上記の結論を導く過程で、「統一組合」の起源に関する諸勢力の同時代的な見解を、「伝説的誇張の例」と揶揄しながら、批判的に取り上げている。パイエルが最も批判した「消え失せた」「伝説」は、ナチスにより主張された「労働戦線伝説」であった。それは、(3大組合と違い)「行動力ある」ナチスこそが、ドイツで初めて労働組合組織の統一を達成した、というものであった。これに対し、パイエルは、党派差の克服はもとより、労働者・職員・官吏と使用者までをも単一の組織に統合する「ドイツ労働戦線は、確かに労働組合『指導者会議』の計画していた形態にほぼ近い」「統一組織である」が、「統一組合ではない」とした<sup>32)</sup>。この主張に関しては検討する必要があるが、ここでは、パイエルの関心が現実の組織というより、その背後にある理念に向けられていたことを確認するにとどめる。

2. ボルズドルフらが著した『統一組合の根拠』(1977年)は、数多くのドキュメントと解説から構成される、「統一組合」研究の最も基本的な文献といえる。19世紀中期のドイツの社会主義的な労働運動の勃興から、3つの党派の潮流、SPD系、キリスト教系、自由主義系それぞれの、政治的な立場、他の組合との関連、組織原則に関する議論等の展

31) Beier, *a. a. O.*, S. 349.

32) *Ebd.*, S. 320, 349. 傍点は引用者。

開過程を追っている。豊富なドキュメントそれぞれの関係が必ずしも明確でないようにも思われるが、対象を広くとるという方法から、その過程の全体像は把握しやすい。本著も30年代の運動の過程を重視するが、それにとどまらず、それ以前の「統一組合」理念の存在を見いだそうとする。例えば、使用者が労働組合を承認した1918年11月15日協定が、3大組合共同による使用者団体との協定であった点をとらえ、その協定を30年代の運動の前段階に位置付けた。「すべての重要な労組が署名した11月協定は、党派の異なる労働組合間の本質的な協力の出発点となった。」<sup>33)</sup>

おそらく本著全体が示したかったことは次のようにまとめられよう。ドイツの労働組合運動は、勃興期以来イデオロギー的な分裂を繰り返してきたが、その背後では同時に「統一組合」理念を徐々に育んできた。こうした前提条件があったからこそ、ナチズムの台頭という経験から、多様なイデオロギー的潮流が、第二次大戦後「統一組合」に一挙に収斂しえたのである。

3. 「統一組合」をイデオロギー的な対立の解消ととらえ、その理念の起源をより以前に求めるという意味では、E. マッティアス編著の『統一組合と政党政治』(1982年)<sup>34)</sup>はさらに明示的である。本著は、1906年、SPDと自由労働組合との間に結ばれたマンハイム協定の75周年を記念して行われたディスカッションの記録である。本協定は、SPDからの自由労働組合の、少なくとも形式的な独立を示すものであった。このことからわかるように、本著では、労組と政党の関連が議論の中心におかれる。「統一組合」の理念は、労組が政党から完全に独立することを理想と

するものであった。このことを反映するように、本著には SPD, DGB の代表者のみならず、CDU, CSU 等キリスト教系政党のコメントが収録された。本著においても、「統一組合」が実現した背景としてナチズムの存在が重要視されることは変わりはない。ただ、そればかりが「統一組合」理念の背景ではなく、以前より「統一組合」への志向が存在したことを強調する。これは上記のポルスドルフらの著と共通する。「統一の萌芽は、昔から与えられていた。それは長い時間を越え、徐々に明らかになった。」<sup>35)</sup>

#### 4) 小括

1. 本節で取り上げた1970年代～1980年代の「統一組合」の歴史的研究の特徴は、まずなにより「統一組合」の理念が、考察の中心におかれたことにある。そこでは「はじめに」で示した、DGB のいう「統一組合」の2つのメルクマールのうち、1) 党派的な分裂の克服が、なんといっても「統一組合」の大目標であったことが明らかにされた。党派組合の統一が目指された30年代の運動が重視された理由がここにある、とさしあたって結論できるであろう。

こうした視角は、諸研究が著された当時の DGB の状況と不可分であろう。「統一組合」たる DGB は政治的中立の立場を掲げながら、結成直後は SPD との関係が深かった。結果として55年10月キリスト教系労組のナショナルセンター CGB が、DGB から脱退する形で結成される。だが、63年採択の DGB 基本綱領では、伝統的社会主義との決別、市場主義原則容認を宣言し、その枠内での労働者を福祉向上を目標に掲げた。さらに81年採択の新たな基本綱領では、とりわけ自由主義 - 社会主義的潮流とキリスト教的潮流が統合され

33) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 144.

34) Matthias, E. (Hrsg.), *Einheitsgewerkschaft und Parteipolitik*, Düsseldorf 1982.

35) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 12.

る「統一組合」たるべきことを強調した<sup>36)</sup>。こうした DGB のイデオロギー的立場を正当化するための、理想像としての「統一組合」理念研究という側面が強かったのではないが、「政党からの独立」を強調するそれによれば、政権政党にあることが長かった CDU/CSU を、DGB が違和感なく支持することさえ可能となったと思われるのである。こうした現状の正当化という目的が、「統一組合」理念の起源を、ナチズムとの関連からだけではなく、それ以前の労働組合運動の中に見出そうとする姿勢、それも内部から自発的に育まれたものとしようとする姿勢に繋がっているとも思われた。それが明文化されるに至ったのが「指導者会議」の「決議」ということである。ここにメルクマール 1) の実現の契機をみることが、さしあたってできよう。

他方、「統一組合」研究は、メルクマール 2) 労働者、職員、官吏の差異の克服という点には大きく触れない。事実、1945年に DGB と別に職員のナショナルセンター DAG が創設され、大戦直後からこの差異の克服は困難に直面した。1987年の時点で、DAG が組織する職員数は、DGB が組織する職員の約 3 割程度であり、官吏のナショナルセンター DBB は、DGB とほぼ同数の官吏を組織していた<sup>37)</sup>。ワイマール期には原則的にそれぞれ別個に組織されていたので統合は進展したといえるが、「統一」というには無理があった。この点に関しては「 」で触れる。

2. 1930年代の労働戦線統一運動の過程をみると、その成り行きは国家と労働組合の関係に依るといことが読みとれる。当初、統一戦線は、世界恐慌に始まる使用者との闘争において要求されたが、その後、政情の激変

により、国家権力との関連において要求されたのであった。

1920年のカップー揆は、右翼勢力によるワイマール共和国への攻撃であった。それに対するゼネストは、党派を越えた（共産党さえ関与した）全被用者の統一戦線が実現した例といえた<sup>38)</sup>。「共和国」は、当時の労働組合にとってはあらゆる差異を乗り越え守るべきものだったのである。第一次大戦以降、国家的承認を受けた労組は、それ以前と異なり、当時の自由労働組合の指導者の一人、タルノウがいうように「共和国の支持者」をなし体制内部に位置づいたからである<sup>39)</sup>。

他方で、1930年代の運動は、統一の実現にはほど遠かった。カップー揆の時との機運の差は、守るべき国家の意味が、労組にとって変わったことを意味していたのか、あるいは、33年に至ってなお「共和国」（の機能）を盲信していたのか<sup>40)</sup>。いずれにしても研究史上でことさらに「統一組合」が強調されたことは、西ドイツ国家の柱たろうとする当時の DGB の意思表示ともとらえることが可能なのである。

3. カップー揆に対するゼネストを「統一組合」「理念」の一つの具体的な表れとみるむきもある<sup>41)</sup>。だが、そこでは組織の統一に向かう動きは全くみられなかったといってよい。実現には至らなかったが、30年代の運動

38) Schneider, *Kleine Geschichte der Gewerkschaften*, Bonn 1989, S. 161 163.

39) Beier, a. a. O., S. 334 35.

40) 花見, 前掲書, 265 頁。H.モムゼン(関口宏道訳)『ヴァイマール共和国史』水声社, 2001年, 484 87頁。本著は「共和国」崩壊の一要因として、その敵対者たる左右両極の過激派の攻撃の他に共和国支持者たる労組の政治的舞台からの「排除」をあげる(同上, 7 10頁)。カップー揆と30年代の状況の差の根拠は、その「排除」の前後という点にあるかもしれない。

41) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), a. a. O., S. 144 146; Fichter, a. a. O., S. 28.

36) Fichter, a. a. O., S. 185.

37) ガウグラー他, 前掲書, 28頁。1987年, 全組織被用者の内 DGB が83%, DAG が 5.3%, DBB が 8.4%, CGB が 3.3%を組織していた。

ではそれが模索された。30年代においてさえ、1933年3月、ライバルトが組織の延命のために SPD との決別をヒトラーに宣言し、それが不調に終わった後初めて、統一的組織が具体的な形になってきたのであった。すなわち、皮肉にも「統一組合」(理念)研究が重視する「政党からの独立」を自由労働組合が断言せざるをえない状況が、組織的な統合の契機であったということになる。この意味で、「統一組合」理念の起源はともかく、それに基づく現実の「統一組合」という組織(原則)の起源は、30年代の運動をその前提として、やはり、1933年以降のナチズムの台頭との関係のうちに求められるほかないであろう。

#### IV 「統一組合」研究の問題点

前節では「統一組合」の歴史的研究を整理した。その特質は、まず「統一組合」理念の形成、イデオロギー面に焦点が当てられたところにある。もっとも、前節で取り上げた研究より早期に出されたピルカーの研究(1960年)は、1948年より前の時期の「統一組合」とは、第二次大戦の苦い経験に基づく、あらゆるイデオロギーの労働者の反ファシズム統一戦線という面のみならず、労働者の反資本主義(社会化の要求)という経済の面に関する共通の目標をも具現したものだとしている<sup>42)</sup>。後者は、すくなくとも前節でみた「統一組合」研究で多く言及されることはな

かった。本節では、「統一組合」研究であまり指摘されなかった問題を整理することから、DGBの組織原則の起源に関する研究課題を見いだすこととしたい。

##### 1) 共産主義勢力との関連

第2節で確認したナチズム台頭の背景としての労働組合運動の分裂とは、社会民主主義系と共産主義系との分裂であり、その反省のもと目指された「統一組合」とは、建て前では、あらゆる党派の差異を乗り越えるべきものであった。とはいえ「統一組合」の直接の起源とされる、1930年代の労働戦線統一運動は、3大党派組合に関するものであった。これに共産主義勢力がどのようにかかわっていたのか、示しておく必要があるだろう。

31年末、ヒルシュ・ドゥンカー労組は、自由労働組合に戦線の統一を呼び掛けた際、共産主義勢力をナチス以上に敵視し、自由労働組合にそれとの距離をおくことを提案していた。また共産党 KPD の側は、32年8月、次のような闘争の優先順位を表明している。「まず社会民主主義、次に中央党(キリスト教労組)、続いてナチスに対する具体的闘争を招集する。」<sup>43)</sup> KPD は、33年1月ヒトラー政権成立直前、社会民主党 SPD、自由労働組合を含む全労働者階級にゼネストを呼び掛けた。それに対し SPD は、「統一」どころか、党員の奪い合いを禁じる「不可侵条約」を共闘の条件としたのである。SPD にとって KPD の主張する「下からの統一戦線」は、単なる党員の切り崩しにほかならなかった。共闘は実現せず、KPD は、SPD がヒトラーにもっとも惨めな方法で降伏した、と非難した<sup>44)</sup>。以上から、30年代の運動において KPD

42) Pirker, T., *Die blinde Macht : die Gewerkschaftsbewegung in Westdeutschland*, München 1960, S. 53. 徳永氏はこうしたコンセンサスを、「統一組合」とは結び付けないものの、「多くのドイツ人にとって、再生ドイツが独占資本主義社会への復帰であるとはとうてい考えられなく」「社会化の必要性については自由党を除くどの党派も異義なく一致していた」と表現した。戸塚・徳永、前掲書、286-287頁。

43) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), *a. a.*, S. 150-153.

44) モムゼン、前掲書、485頁、Winkler, *Streitfragen*, S. 82-85.

を含めた労働統一戦線の形成は、およそ不可能であったことが確認された。

ナチ体制成立後の1935年10月、KPDは、SPDとの反ファシズムの統一戦線を形成する方針を打ち出した。この動きは、ナチ体制下には実質的な効果はなかったものの、敗戦後ソビエト占領地区に引き継がれ、46年社会主義統一党 SED の結成に結実したという<sup>45)</sup>。英・米・仏占領地区 (= 西ドイツ) においても、「戦後の労組形成期において、共産主義的労働組合指導者は、一貫して重要な役割を演じた」とフィヒターは強調する<sup>46)</sup>。以上のごとく、KPDにおいても労働組合運動の分裂の反省から、「統一組合」が志向されたように思われるのだが、前節でみた「統一組合」研究は、共産主義勢力の動向を必ずしも重視しない。

1947年以降、世界は冷戦体制に突入し、その最前線たる西側諸国占領地区では、資本主義体制の維持 = 共産主義の進出阻止が課題となる。48年8月労働者の多くが要求していた石炭産業の社会化要求が最終的に退けられた。反資本主義 (社会化要求) というコンセンサスが、占領国の意向により掘り崩されたのである。これと平行して、「政党に対する組合の絶対的独立性」という根拠で、つまり「統一組合」理念に基づき、49年10月の DGB 結成時までには、共産党員が労組指導層からほぼ締め出されたという<sup>47)</sup>。ここに、「統一組合」研究が共産主義勢力を重視しない理由、また、ピルカーが、1948年を「統一組合」に関する分水嶺とする理由があった。

## 2) 「中央集権的統一組合か、自律的産業別組合か」

1945年の敗戦から1949年 DGB 設立までの「DGB 創成期」において、組織原則に関する労働組合内部の議論での最大の争点は、「中央集権的統一組合か、自律的産業別組合か (zentralistische Einheitsgewerkschaften oder autonome Industrieverbände?)」という問題であった<sup>48)</sup>。だが、すでにみた70年代から80年代初期の「統一組合」研究においては、この問題は、それほど重視されていないように思われた。

一見この問題では、「統一組合」と「産業別組合」が代替的な関係にあるように思われる。「中央集権的統一組合」とは、全国のあらゆる組合員が所属する組織である。組合費は中央集権的にその統一的組織に徴収される。産業別ごとの専門グループ別組合は、統一的組織の実行機関としてのみ認められ、財政的にはこれに従属する。誤解をおそれずいえば、一国に一つの労組を想定していることになる。すなわち「中央集権的統一組合」は、「統一組合」が実現しようとした党派、宗教の差異の克服および労働者・職員・官吏の統一のみならず、財政 (の権限) をも統一しようとするものであった。この組織の支持者は、この組織にドイツの民主主義の新たな出発の最良の方法と、ファシズムに対抗しうる強い防波堤をみていた。他方で「自律的産業別組合」とは、それぞれ固有の財源とその統治権をもつ産業別組合が分権的な同盟を形成するものとされた。これはすなわち、1949年に結成さ

45) 戸塚・徳永、前掲書、279頁。ただこの方針の定式化されたのは、39年2月であった。

46) Fichter, *a. a. O.*, S. 92.

47) 戸塚・徳永、前掲書、288, 290, 294頁。DGB 結成時のミュンヘン綱領は、「基幹産業の公有への移管」を主要な要求としたが、あえて社会主義、社会化という語をさけたとされる。

48) 以下の記述は、主に Fichter, *a. a. O.*, S. 35 59から。それ以外の場合とはくに記す。「DGB 創成期」に関しては、ワイマール期と比して残された資料が多く、ここで詳述する余裕はないが、フィヒターの研究以外では、Mielke, S., *Organisatorischer Aufbau der Gewerkschaften 1945 1949*, in: *Quellen* Bd. 6, Köln 1987, S. 32 48を参照。

れた DGB の採用した組織形態であった。

第二次大戦直後、この対立する組織原則のうち、労組指導者間では圧倒的に「中央集権的統一組合」支持者が多かった。だが、英占領地区では1946年8月、米占領地区では46年4月、「自律的産業別組合」の方針が最終的に勝利した。1946年中には決着がついたといっている。

この理由に関しては多くの研究が一致している。占領国の意向、そしてドイツの労働組合運動の再建を援助してきたイギリスの労組および世界労連の助言であった。それらは「中央集権的統一組合」に、ドイツ人とは異なり、政治的安定および傘下組織の自律性を脅かす危険性をみていた。社会主義運動の基盤となる恐れがある、また西側諸国の労働組合観、民主主義観からすればおよそ民主的な組織とはいえない、さらには組織としてドイツ労働戦線との連続性さえある、というのである<sup>49)</sup>。これを受けた DGB の公式見解は「止むを得ない」選択というものであった<sup>50)</sup>。1946年8月(21-23日)英占領地区の第1回の労働組合大会にて、代議員267対78で採択された「自律的産業別組合」を主張したのは、DGB 初代議長となるベックラーであった。ただ、その主張は同時に「十分に力をもった同盟 (=「中央集権的統一組合」)の一時的断念を提案した「妥協案」であった<sup>51)</sup>。

ベックラー自身、「中央集権的統一組合」の歴史的起源を詳細に示した覚書きを、敗戦からおよそ半年後、1945年11月5日に著している。彼は、その中心的課題を「財政の統一」とした。その起源は、自由労働組合

1922年大会第4議題「組織形態と労働運動の方法」への指導部による提案にあるという<sup>52)</sup>。その提案が要求したのは、ベックラーの解釈によれば、組合費および援助金に関する権限をナショナルセンターに集中することであった。提案は全会一致で受け入れられたが、各単位組合が自律性を制約されることを嫌い、結局実行されなかった。ベックラー自身が認めるように、自律性をもった単位組合による分権的性格こそが、第一次大戦前の強い総務委員会の下での自由労働組合と異なり、ワイマール期のその組織構造を特徴づけるものだったのである。彼は、この「中央集権的統一組合」の起源を、先にみた1930年代の労働戦線統一運動には結び付けない。ある意味で当然ではある。前節でみた「統一組合」は主としてイデオロギー的な統一の問題であり、「中央集権的統一組合」は財政の統一の問題であるし、それと「自律的産業別組合」の対立は、ナショナルセンターと単位組合の力関係の問題であった。

52) *Quellen*, Bd. 6, S. 1038-1041. 本提案は三つの部からなる。第1部は、組織形態に関するもので、提案のメインの部分であった。既存の職業別組合の維持を訴える、産業別組合への再編成案への対抗案であったが、大会で否定され、再編成案が採択された。ベックラーはその第3部を「覚書き」で全文引用した。内容は、52の単位組合が結集した1919年自由労働組合大会を、労働組合運動の集権化の進展の表れとし、さらなる力の結集のために、財源の統一化を訴え、それに関する権限および単位組合間の調整を一定程度、指導部に委任してほしいというものである。これを「中央集権的統一組合」と結び付けるベックラーの解釈はいささか飛躍があるように思われる。そもそも同じ議題において「自律的産業別組合」への再編成が決議されているし、この時期の自由労働組合では単位組合の自律性を脅かすことは困難であった。事実第三部には、「スト規定」採択を推奨するとの一文があるが、それも直後に否定されている。

49) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), *a. a.* O., S. 229.

50) 花見, 前掲書, 281頁。

51) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), *a. a.* O., S. 229-230.

花見氏や徳永氏の著作が指摘する、第二次大戦直後の「統一組合」の断念と産業別組合の採用とは<sup>53)</sup>、この「中央集権的統一組合か、自律的産業別組合か」の間の選択を指す。「中央集権的統一組合」とDGBのいう「統一組合」とは区別して考える必要があるのである。この対立で選択された後者が、1949年設立されたDGBの組織原則となった。これをとらえDGBは、「現代的な『統一組合』である」と自画自賛したのであった。こうした「DGB伝説」を批判しながら、バイエルは続ける。「だがDGBは、実際には、むしろ自律的な単位組合の非常に緩い同盟という構造であった。」<sup>54)</sup>この構造は、(党派的差異の克服を前提にしていないものの)「はじめに」で示した通り、自由労働組合1922年大会決議が企図していたものにほかならない。以上に従えば、DGBのいう「統一組合」の起源という場合、「自律的産業別組合」との連続性をも重視すべきであり、この意味で、1922年大会決議との関連を考えるべきなのである。

### 3) 1922年大会決議および産業別組合原則との関連

自由労働組合1922年大会で採択された産業別組合への再編成決議は、既存の職業別・産業別組合の統合により、DGBに類似した自律的産業別組合による組織構造への再編成を企図したものだ。22年大会決議は、本稿でみた「統一組合」研究のほとんどで「統一組合」の前史としてあげられるが、事実確認の域を出ておらず、「統一組合」原則の採用やDGBの組織構造のあり方と直接結び付け

られてはいない<sup>55)</sup>。22年大会での産業別組合への再編成案の採択の主要因は、経営(事業所)レベルでの労働戦線の統一が求められたことにあった。協約闘争における労組の使用者に対する劣勢は、一つの経営内に複数の(自由労働組合傘下の)単位組合が存在することに一因がある。当時、こうした認識が自由労働組合内部で高まっていたのである<sup>56)</sup>。

30年代の労働戦線統一運動は、使用者との闘争における必要性を重要な契機とした、3大労働組合の戦線統一の動きだった。自由労働組合はこの時点で、22年大会決議が解決しようとした、組織内部の統一戦線の問題を抱えていた。というのも、22年大会決議は、自律性の維持を主張する傘下職業別組合のかたくな拒否により、結局実行されず、1933年においても職業別組合が数多く存在していたからである。だが、「統一組合」研究は、この問題に触れない。

筆者は、(使用者との闘争のための)労働戦線統一という点では、1922年大会決議と30年代の運動、産業別組合の問題と「統一組合」の問題とは結び付けられるべきだと考える。少なくとも自由労働組合内部の産業・経営レベルでの統一戦線は、それが使用者に対するものであるにしろ、ナチズムに対するものであるにしろ、3大党派組合の戦線統一の前提になるはずだからである<sup>57)</sup>。ここから次のことがいえるのではないか。「統一組合」研究は、その理念に焦点を当てたがために、

55) Beier, a. a. O., S. 317 18; Borsdorf/Hemmer /Martiny (Hrsg.), a. a. O., S. 111 112; Fichter, a. a. O., S. 28.

56) 1922年大会決議の特質に関しては、拙稿「ワイマール期初期」参照。

57) 1946年8月10日の金属産業の組合結成大会で採択された規約第1条には、経営レベルでの統一戦線の形成が掲げられた。このことから第二次大戦後においても、まずもって解決しなければならぬ問題であったことがうかがえた。Quellen, Bd. 6, S. 1070.

53) 花見, 前掲書, 276頁, 戸塚・徳永, 前掲書, 286頁。

54) Beier, a. a. O., S. 320, 330. バイエルはDGBの構造に関して、傘下単位組合の強い権限・力がDGB自体の力を減じている、と評価する。

労使対立局面の問題を脇においてきたのであり、それゆえ組織統一の(現実)過程を、まずは労使対立の現場で検討し、その諸局面に「統一組合」史的観点から光をあてるという研究課題が残されていないか、と。

## V むすびにかえて

以上、「統一組合」研究を手掛かりに、「統一組合」たる DGB の成立に至る「統一」の過程について、検討してきた。本稿をむすびにあたり、まず、「統一」運動の主体・状況・課題およびその帰結を、時期ごとに簡潔にまとめておこう。

1) 1922年自由労働組合大会の産業別組合への再編成決議は、産業・経営レベルにおける自由労働組合傘下の単位組合間の統一戦線を企図するものであった。革命的状況が遠のき労使対立が激化するのに伴う協約闘争における労組の使用者に対する劣勢という状況の下、一経営内に単位組合が混在することに起因する様々な無駄を排除し、労組の交渉力を高めることを課題としていた<sup>58)</sup>。結果として、決議は実行されないまま、相対的安定期を経て、30年代に至る。

2) 1930年代初期の労働戦線統一運動は、共産主義勢力を含まない3大党派組合間の組織的統一を企図するものであった。まず29年恐慌に基づく政治的、経済的危機という状況の下、反動的使用者の専横に対抗するための力の結集を課題としたが、後にナチズムの台頭という状況の下、それへの適応および労組組織解体の阻止を課題とするに至った。結果、「統一組合」のメルクマール1)の原型とな

る「指導者会議」「決議」を示すも、実行されず労働組合は解体される。

3) 第二次大戦直後の「統一組合」は、共産主義勢力を含むあらゆる被用者を単一の組織に統合することを企図した「中央集権的統一組合」であった。ナチズムの台頭および第二次大戦という経験の反省を背景とし、反ファシズム、反資本主義という旗の下、あらゆる差異を乗り越え、とにかく力を一つに結集することを課題とした。その中心的課題は財政の統一であった。

だが、1949年に成立した DGB は、「中央集権的統一組合」ではなかった。

1946年、占領国の意向等から集権的な組織を断念し、産業ごとにすべての被用者を统一的に組織する「自律的産業別組合」原則を採用せざるをえなくなる。この結果、表に出てきたのが DGB のいう「統一組合」のメルクマール2) 労働者・職員・官吏の差異の克服であった<sup>59)</sup>。すなわち、全国的な、全産業、全被用者の統合を断念せざるをえない状況から、せめて産業単位の、あらゆる差異を克服した統一を強調せざるをえなかったのである。さらに、1948年頃、冷戦の開始と共に共産主義勢力が労組の指導部より排除され、反資本主義的な傾向は薄れた。

つまり、1945～49年の「DGB 創成期」、国内外の政治的な状況を主要因とした、「統一組合」が意味するものの、「止むを得ない」変質を経て、1949年 DGB は成立したのであった。ここに本稿の取り上げた研究が、「DGB 創成期」の「統一組合」の問題に深く立ち入らなかった一因があるように思われる。「DGB 創成期」の展開は、「統一」の意味が大戦直後のそれから徐々に限定的になっていく過程であり、労組が西ドイツの体制内部に位置づいていく過程であった。だが、一

58) この点に関しては、橋田大知彦「ワイマール期自由労働組合におけるスト規定と組織再編成問題」(2002年度 土地制度史学会秋季学術大会自由論題報告, 2002年10月26日, 於千葉大学)で検討している。

59) Borsdorf/Hemmer/Martiny (Hrsg.), *a. a.*, S. 230, 293 94.

見ネガティブな上記のメルクマール2)の強調は、状況に応じた可能な限りの統一を目指すとする当時の労組の志向を明示するものでもあった。それほどにナチスによる組織解体に抵抗しえなかったことへの反省の念が強かったということであろう。

1971年、SPD 初の大統領となったハイネマンは、ワイマール期の3大党派組合に対応する社会民主主義的、カトリック的、自由主義的な諸勢力が、ドイツを支えるものであることを強調した<sup>60)</sup>。この意味で、まさにこの時期以降盛んとなる「統一組合」研究は、共産主義勢力も主体であった「DGB 創成期」以上に3大組合が主体であった30年代の運動を重視したのではないか。こうした点に明示されるように、本稿の考察から明らかなのは、「統一組合」の問題は、常にその時代の労働組合運動の置かれた政治的問題状況を色濃く反映したものであったということである。第二次大戦後、ドイツの労働組合運動の前提条件となった「統一組合」が、70～80年代に改めてことさらに強調されたのは、当時の政治状況との関連からであったのである。

だが、強調しておきたいのは、「はじめに」で述べたように、ドイツの労働システムが長期に渡り高く評価されてきたのは、主に経済的な機能においてであったということである。この意味で、DGB の成立の経済面、労使対立局面の背景も、本稿で考察した「統一組合」の成立過程と併せて検討する必要があるだろう。ここから、なぜ DGB が「統一組合」であると同時に産業別組合であるのかという問いが立てられると思う<sup>61)</sup>。以上の考察の限りにお

いては、DGB が産業別組合により構成される理由の一つが、「中央集権的統一組合」が不可能とされた状況下の「止むを得ない」選択だったことが示された<sup>62)</sup>。既存の研究では、DGB が産業別組合であることの理由があきらかにされてきたとは言いがたい。DGB は、産業別組合原則採用の理由を「1920年代の多様な経済的変化を通じて」<sup>63)</sup>とするが、具体的にどういった「変化」なのかを説明はしない。これを明らかにすることは、「統一組合」の起源を考える上では勿論、日独比較の点でも重要な課題であり、改めて機会をえる必要があるだろう。その際、手掛かりになると思われるのが、上記の1)第一期と2)第二期の関連である。第二期、つまり30年代初期の統一戦線運動の契機は、当初は使用者との対抗関係の中にあり、第一期と共に労働協約体制を維持しようとした統一戦線に関する動きといえるからである。

109) とし、花見氏は「産業別統一組合の原則」(花見、前掲書、267頁)と表現した。

62) フィヒターは、「自律的産業別組合」が選択された要因を「止むを得ない事情だけに求めない。戦後、経済の正常化に伴い、個別産業部門特殊な事情が色濃くなるにつれ後者が要求されたというのである。ただ、これは「中央集権的統一組合」に比して経済の現状に適合的との判断であり、それ以前の選択肢として、なぜ職業別組合でなく産業別組合かの解答たりえてはいない。むしろ問題は、1933年以前は、22年大会決議の実行を阻止するほど、職業別組合を維持しようとする勢力の力が強かったにもかかわらず、第二次大戦後は「ワイマール期にはなお多く残っていた純然たる職業別組合はもはや散発的にしか設立されなかった」(Fichter, a. a. O., S. 37) ことである。この要因こそが産業別組合原則採用の積極的な理由となろう。ピルカーは「中央集権的統一組合」を産業別組合の前段階とした。Pirker, a. a. O., S. 42 43.

63) 『ドイツ労働総同盟の歴史と活動』1967年、53頁。

60) Winkler, Aus der Geschichte lernen? Zum Verhältnis von Historie und Politik in Deutschland nach 1945, in: *Die Zeit*, 14, 2004, S. 10.

61) DGB の2つの組織原則の関係に関して、オッターは、DGB を構成する「産業別組合は、同時に統一組合でもあった」(Otto, a. a. O., S.